

羽曳野市男女共同参画推進審議会の職務について

○男女共同参画とは

- ・羽曳野市男女共同参画推進条例第2条第1項第1号より

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

○男女共同参画推進審議会とは

- ・羽曳野市男女共同参画推進条例第18条に規程

(男女共同参画推進審議会)

第18条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する市長の附属機関として、男女共同参画の推進等に関する事項について調査し、審議するため、羽曳野市男女共同参画推進審議会を置く。

- ・審議会の職務等については羽曳野市男女共同参画推進条例施行規則に規程

(男女共同参画推進審議会の職務)

第11条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査及び審議をし、意見を述べるものとする。

- (1) 羽曳野市男女共同参画推進プランの策定、変更及び進捗管理に関すること。
- (2) 意見等の申し出に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進等に関すること。

(組織)

第12条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員の構成は、男女のいずれか一方の委員の数が委員総数の10分の4未満とならないようにしなければならない。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関又は団体の構成員
- (3) 市民
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

4 前項第3号に規定する委員は、公募により選任するものとし、その公募及び選任に関し必要な事項は、別に定める。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任することができる。

(会議)

第14条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要と認める場合には、関係者を会議に出席させ、意見を述べさせ、若しくは説明させること又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第16条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬等)

第17条 審議会の委員の報酬及び費用弁償の額は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年羽曳野市条例第188号)の定めるところによる。

(運営)

第18条 審議会の運営は、この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(庶務)

第19条 審議会の庶務は、市民生活部人権推進課において行う。

○意見等の申し出に関すること

・羽曳野市男女共同参画推進条例第15条に規程

(意見等への対応)

第15条 市民等は、男女共同参画施策その他の市の実施する施策のうち、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められるものについての意見又は苦情（以下「意見等」という。）がある場合には、市長にその旨を申し出ることができるものとする。

2 市長は、意見等の申し出に対し、男女共同参画社会の実現に資するように適切に対応し、処理するものとする。この場合において、市長は、意見等の処理を行うに当たり必要があると認めるときは、第18条に規定する羽曳野市男女共同参画推進審議会の意見を聴くことができるものとする。

(意見等の申し出に対する処理)

第4条 市長は、意見等の申し出を受けた場合は、速やかに当該意見等の申し出について処理を行うものとする。

(2、3省略)

4 第1項の規定にかかわらず、市長は、意見等の申し出が次に掲げる事項に該当する場合は、処理をしないものとする。この場合において、市長は、その理由を付して、意見等処理対象外通知書(様式第3号)により申出者に通知するものとする。

(1) 裁判所の判決、議会の議決等により確定した事項

(2) 裁判所において係争中又は行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項

(3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)その他の法令の規定により処理すべき事項

(4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項

(5) 明らかに私人間の争いであると認められる事項

(6) 条例又はこの規則に基づく羽曳野市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)委員の職務に関する事項

(7) 意見等の申し出に係る事実のあった日から起算して1年を経過している事項。ただし、正当な理由があると認める場合は、この限りではない。

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が処理することが適当でないと認める事項

(審議会による審査等)

第5条 審議会は、市長が意見等の申し出に対する意見を依頼したときは、速やかに、その施策についての審査等を開始するものとする。

2 審議会は、前項の審査等を行うに当たり、必要に応じて、申出者及び主管部長に対し、事情を確認することができる。

3 審議会は、審査等が終了したときは、施策に係る意見について市長に報告するものとす

※別添：意見等処理のしくみ（イメージ）を参照